

平成24年度教育委員会事務点検評価(平成23年度実施事務事業)評価表

1 事務事業の基本事項

		整理番号	4
事務事業の名称	公民館運営事業(貸館)	担当部課	教育委員会 生涯学習部 中央公民館
		電話番号	04-2952-2230
実施期間	昭和29年度 ~		
総合振興計画における位置づけ	5章 人を育み文化を創造するまちをめざして	実施計画(H20~22)事業名	生涯学習基本計画
	1節 生涯学習の振興		
	1項 生涯学習の推進	個別計画等の名称	
	2目 生涯学習の機会や場の拡充		
実施根拠	社会教育法第22条第1項第6号、狭山市立公民館条例、狭山市立公民館管理規則		
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務+自治事務		
事業開始の背景等	昭和21年7月の文部次官通牒「公民館の設置運営について」及び昭和24年6月の社会教育法の施行を受け、旧町村の公民館は昭和20年代に、他の公民館は昭和40年代以降に設置された。設置目的達成のため、教育、芸術、文化等に関する各種講座や地域に根ざした事業の展開と、利用団体の活動場所としての施設の提供が求められた。		

2 事務事業の目的・内容

目的	社会教育法第22条に基づき、地域における社会教育及び生涯学習の拠点として、施設を住民の自主的活動の場として貸し出す。(使用料は、原則として有料)
対象	主に市民により構成された団体、また、空き状況に応じて登録外の団体等にも貸館する。
活動内容	地域の社会教育、生涯学習の拠点施設として活用されている。 参考:公民館登録サークル総数約900団体 登録団体の抽選申込みは、利用の前々月の1日から受付けている。 登録外の団体等の利用申込みは、前月の1日から受付けている。
(下段)前年度の方向性に対する改善活動	継続
環境配慮	利用者に、照明等の節電、冷暖房の節約、公共交通機関の利用や、自転車・徒歩での来館をお願いしている。
実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助・負担 <input type="checkbox"/> その他()

3 事務事業の実施状況と成果

区分	指標名	区分	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	目標値の根拠・考え方
(活 施 動 状 況 指 標)	利用件数	目標値	件	32,019	32,517	32,034	31,266	過去3年間の平均値に1%増を見込んだ
		実績値		32,019	31,257	29,592		
		達成率		100.0%	96.1%	92.4%		
	利用者数	目標値	人	486,302	495,927	475,050	455,876	
		実績値		467,444	470,918	415,724		
		達成率		96.1%	95.0%	87.5%		
(成 果 指 標)	施設利用率	目標値	%	48.6	48.1	47.4	46.2	過去3年間の平均値に1%増を見込んだ
		実績値		47.5	47.0	42.6		
		達成率		97.7%	97.7%	89.9%		
		目標値						
		実績値						
		達成率						

4 事業費

		区 分	単位	21年度	22年度	23年度	24年度
経費	直接費	予算額	千円	99,270	115,789	109,402	103,552
		決算額	千円	92,887	113,637	113,073	
		財源内訳	国県支出金	千円			
	その他特定財源		千円				
	一般財源		千円	92,887	113,637	103,552	
	人件費	従事職員数	人	15.6	10.7	11.3	
人件費(従事職員数×平均給与)		千円	143,390	95,844	101,330		
		事業費計(直接費決算額+人件費)	千円	236,277	209,481	214,403	
効率性指標	指標名	利用者数	人	517,988	470,918	448,707	※1単位当たりの経費
	単位コスト	利用者一人当たりのコスト	円	456	445	478	

5 事務事業の評価

項目	評価の視点	評価	評価理由
個別評価	必要性	4	団体・サークルの活動の場を保障するとともに、市民の社会教育・生涯学習を助長する点から貸館の必要性は高い。また、公民館活動は、市民に幅引く定着しており、公民館の貸館に対する市民のニーズは高く、貸館事業に市が関与する必要性は高い。公民館施設の使用料は、一部の免除団体を除き利用団体が負担しているが、運営経費は市が負担する必要がある。
		4	
		4	
個別評価	有効性	4	利用件数・利用者数・施設利用とも、目標を下回った。公民館活動が、個人やサークル内の活動から、学校支援や地域福祉分野等へ進む例も見られる。
		4	
		4	
個別評価	効率性	4	貸館業務は、公共施設予約システムより概ね適正に運用されており、システムの利用方法も、利用者にて定着理解が得られている。また、使用料の原則有料制が定着しており受益者負担は適正に行われている。一部館への指定管理制導入により、総事業費の削減や、利用者一人当たりコストの抑制等の効果が出ている。
		4	
		4	
<5段階評価> 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:かなり低い			
<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 内容の見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了			
今後の方向性	地域の社会教育・生涯学習拠点として公民館の必要性は高く、今後も貸館事業を継続していく必要があるが、「部屋貸し」にとどまらず、活動成果を社会に還元していくための仕掛けや仕組みづくりを一層進める必要がある。利用件数・利用者等は、目標値を達成できなかった。利用者は中高年や女性が多い傾向にあり、団塊世代の男性や若年層へ拡げていく必要がある。公民館施設の管理運営面では、利用需要や多様な要望に応えるための貸出単位区分等を見直し、平成24年4月利用分から開始する。指定管理制度については、引き続き、モニタリング(継続監視)の適切な運用を行う。		

6 その他(学識経験者の意見等)

公民館の貸館業務については、利用度が高ければよいというものでもなく、主催事業数が減ることにならないように留意しなければならない。特に、登録団体が公民館を利用する際、登録団体のうちのどのくらいの団体が公民館を利用し、公民館以外での施設利用がどのようになっているかなど、把握する必要がある。また、抽選による申し込み受付となっているが、施設利用内容の把握なども行う必要があり、団体活動と公民館職員の関わりを深め、相談受付などによる適切なアドバイスができるよう検討する必要がある。